

江陽台病院 診療録開示実施要綱

1. 目的、適用範囲

本規約は、個人情報保護、医療関係者の守秘義務に留意しながら、患者等の求めに応じて診療情報を積極的に提供してインフォームドコンセントに基づく医療を進めるという当院の基本方針から、診療情報提供の一形態である診療記録等開示の院内手続きに関する事項を定めたものであり、これによって、患者等と医療従事者との間で診療情報を共有することにより更なる医療の質の向上と、医療の透明性の確保により患者等と医療従事者の間のより良い信頼関係の構築を図ることを目的とするものである。

2. 開示の対象とする診療記録等

この規約でいう診療記録等とは、診療録、手術記録、入院抄録、各種検査記録、エックス線写真、助産・看護記録、その他、診療の過程で患者の身体状況、疾病、治療等について作成、記録された書面、画像等の一切の診療に関わる記録をいう。

3. 診療記録等開示の定義

この規約でいう開示とは、必要に応じて関係職員が説明を加えながら、

- 1) 患者等からの求めに応じて診療記録等の全部または一部を閲覧させること、
- 2) それらの複写を提供すること、または3) 診療経過の詳細を文書によって提供することをいう。

4. 診療記録等開示を求めることができる者（申請者）

診療情報の提供を申請できることが出来る者（以下「申請者」という）は次ぎのとおりとする。

- (1) 患者本人
診療情報の提供は、原則として患者本人に対して行うものとする。
- (2) 患者本人以外の者
 - ア 禁治産者の法定代理人
 - イ 未成年者の法定代理人
 - ウ 実質的に患者のケアを行っている親族又はそれに準ずる者
但し、上記イ・ウの場合は、患者が満15歳以上合で理的判断ができない状態にある場合を除き、当該患者の同意を必要とするものとする。

5. 診療情報の提供の手続

診療情報の提供の手続きは、次のとおりとする。ただし、日常の診療活動における診療情報の説明において、一部の診療記録を閲覧提供する場合などは、この手続を省略することができる。

- (1) 申請者は、別に定める「診療録等開示の申請書」（以下「申請書」という）を開示請求窓口へ提出しなければならない。この申請書の確認は、開示請求窓口である地域連携室担当者において行う。担当者は速やかに申請内容を確認し院長及び、個人情報保護管理責任者へ提出する。
- (2) 院長は申請書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、提供の可否等について決定し、申請者に対して「診療情報開示報告書」により遅滞なく通知する。但し、やむを得ない理由に

より、規定の期間内に決定することができないときは、申請書を受け付けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合、速やかに延長の理由を申請者に通知するものとする。

- (3) 院長は提供の可否等の決定にあたり、診療情報開示検討委員会を召集し委員会内で審議し、意見をあらかじめ聞くものとする。ただし、開示することに特に問題がないと院長が判断したときは、委員会での審議を省略することができる。
- (4) 診療情報の提供は閲覧及び口頭による説明を原則とする。ただし、申請者の求めがあれば、診療情報に代わる要約書を作成して交付することも差し支えないものとする。
- (5) 診療情報の提供は、病院が指定する場所において、職員立会いのもとに行い、その際、申請者の求めがあれば、主治医(または院長、副院長)はその記載内容について説明するものとする。
- (6) 申請者が、病院が保有する診療情報を病院外へ持ち出すことは禁止する。
- (7) 個人情報の秘密保持の観点から、申請者に対し、自己の責任に負いおいて、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。

6. 診療情報を提供しないことができる場合

提供の申請がなされた診療情報が、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報を提供しないことができるものとする。ただし、患者の求めに応じ提供するという原則の中での例外的対応であるから、あくまでも個別的に慎重な判断を行うこととする。

- (1) 治療効果等への悪影響が懸念されるとき

〔予測される事例〕

- ・ 悪性腫瘍、精神疾患、遺伝性疾患等の患者で、病状や治療内容等について十分な説明をしたとしても、患者本人に心理的影響を与え治療効果等に悪影響を及ぼすと考えられる場合。

- (2) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないとき

〔予測される事例〕

- ・ 紹介状に含まれる情報等第三者から得た情報であって、かつ、開示について当該第三者の了解を得られないとき

- (3) 関係者の権利利益を損なうおそれがあるとき

〔予測される事例〕

- ・ 申請者への診療情報提供により家族、医療従事者、及びその他の第三者が当該患者の攻撃の対象となる可能性の高い場合など情報提供を拒む正当な理由がある場合。

- (4) 未成年者の法定代理人による提供の申請がなされた場合であって、提供することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき

〔予測される事例〕

- ・ 法定代理人(親)による虐待を受けた未成年者(子供)の心情等を記録した文章や法定代理人が未成年者に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合などにおける当該権利侵害に係る当該未成年者の個人情報記録された文章について提供の申請がなされた場合であって、これを提供することが、当該未成年者の利益に反する場合。

7. 診療情報開示検討委員会の設置

- (1) 診療情報の提供が適切に行われるよう、病院に診療情報開示検討委員会を設置する。
- (2) 委員会は江陽台病院の診療情報の提供の具体的方法及び実施要綱を定める。
* 委員会の構成は、理事長、専務、個人情報保護推進委員会のメンバーとする。
- (3) 委員会は、要綱に基づき個々の申請に関して、申請者の可否・提供する診療情報の範囲について審議し、診療情報提供の可否(提供・一部提供・非提供等)について公平かつ慎重に検討する。

8. 診療情報提供の開示に必要な費用の徴収

閲覧については無料とする。ただし、医師による要約書の作成、医師による補足説明、複写の交付等による開示経費は下記のとおりとする。

主治医の補足説明に係る費用 : 5,250円(1時間以内)
診療録等の要約書作成に係る費用 : A4判1枚 5,250円
診療録の複写費用 : 複写物1枚につき 10円
X線写真等(C Tを含む)の複写費用 : 840円(すべてのサイズ)
フィルム保存袋は別に1枚 105円

9. その他

この実施要綱により、診療情報を提供するにあたり発生した運用上の問題点等については、診療情報開示検討委員会で検討し解決するものとする。

平成17年4月
医療法人社団 江陽会